

名証一斉連絡



名古屋証券取引所

平成 28 年 3 月 25 日

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ

上場時価総額基準に定める期間の確定

大東紡織（株） 株式（コード：3202、市場第一部）

本日、同社から、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第4号本文（上場時価総額）に定める書面（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面）の提出がありましたので、お知らせいたします。

本書面の提出により、同号本文に定める期間は9か月間と確定しました。

具体的には、同社株式は、平成28年1月1日から平成28年9月30日までの期間（9か月）において、毎月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が20億円以上とならないときは市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えとなります。

ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でないとしたときは当取引所がその都度定めるところによるものとします。

以 上

名証一斉連絡



名古屋証券取引所

平成28年1月4日

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ

上場時価総額（指定替え基準）に係る猶予期間入りについて

下記のとおり、上場時価総額（指定替え基準）に係る猶予期間に入ることとなりますので、御通知します。

記

1. 銘柄 大東紡織(株) 株式（コード：3202、市場第一部）
2. 猶予期間 平成28年1月1日（金）から平成28年9月30日（金）まで（9か月間）

ただし、平成28年3月31日までに事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を提出しない場合には、平成28年1月1日（金）から平成28年3月31日まで（3か月間）
3. 理由 平成27年12月の月間平均上場時価総額又は月末上場時価総額が、市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準に定める所要額（20億円）未滿となったため（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第4号（上場時価総額））

（注）上場時価総額は、月間平均上場時価総額と月末上場時価総額の両方について所要額を満たす必要があります。

以 上